

合併に伴う都道府県道認定要件の緩和措置

ねらい

合併関係市町村の区域内に存する都道府県道が、合併により道路法に定める都道府県道認定要件を失うことにならないよう、その認定要件を緩和し、合併後も引き続き都道府県道に留め置くことを可能とすることにより、合併市町村への道路管理の負担増を回避する。

概要

通達「都道府県道の路線認定基準等について」（平成6年6月30日付け建設省道政発第33号）の改正により、二以上の市町村を經由すること等を要件としている都道府県道の路線認定基準の規定について、合併以前の市町村をそれぞれ一の市町村とみなす等の改正を行う。

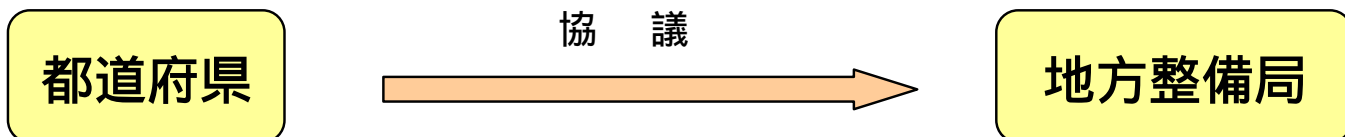
支援措置

都道府県道としての路線認定

施策・事業の枠組み

事業主体
都道府県

ながれ



担当 道路部 地域道路課

087 - 851 - 8061 (内線: 4612)